

第23期 第29回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和元年11月27日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 29 回定例農業委員会総会議事録

令和元年 11 月 27 (水) 午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 28 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員 19 名

農地利用最適化推進委員 2 名

事務局 局長

次長

係長

係長

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 103 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 7 件

議案第 104 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について 1 件

議案第 105 号 令和元年度農用地利用集積計画 (第 4 号) について 1 件

第 3 報告第 77 号 農地法第 4 条の規程に基づく届出について 2 件

報告第 78 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 1 件

報告第 79 号 農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について 3 件

報告第 80 号 農地の使用貸借解約通知について 1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第29回11月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号6番 ○○ ○○ 委員、7番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第103号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第103号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	宮下 ○○ ○○
譲受人	松山市 ○○ ○○
申請地	八倉 畑 外2筆
申請理由	(譲渡人) 病弱なため耕作困難 (譲受人) 新規就農
権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付予定作物	しきみ
主な農機具の保有状況	トラクター3台、農作業用自動車3台、田植機、動噴、発動機、チェーンソー3機、揚水機2機

労働力 常時3人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは宮下でお住まいですが、〇〇に乗っている姿は見たことはありませんが面識はありません。譲受人の〇〇さんは現地でお会いしたのですが、若くてバリバリ作業をしております、現在シキビを植えかけているところです。特に問題ないと思いましたが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

農業は初めてですが、シキビとサカキだけをメインでやっていきます。
農業をしないと農地は買えないということで、前向きに農地の整備とかをして今の形になりました。とりあえずシキビとサカキだけでやっていこうと思っています。

〇〇委員

園地が私の園地と隣同士で、現地は荒れていましたが、重機を持ち込んで見違えるほど綺麗になっていまして、シキビとサカキをやっていこうということで、一生懸命やっておられます。かなり投資して整備しています。頑張ってください。

〇〇委員

重機でさわっているということですが、勾配はかなりあるところですか。

〇〇さん

あまり勾配はないところです。軽トラックが走れるぐらいです。

〇〇委員

農地を購入して農業していくとしたら、農地を維持してもらうのが大原則になります。買ったがまた元のように農地として認識できないくらいにならないことをお願いします。〇〇歳で初めて就農されるということですが、収入は他にありますか。

〇〇さん

建設機械のリースとか簡単な土木の軽作業の仕事をしています。ちょっとずつ農業にシフトしていきます。

〇〇委員

シキビの関係ですけど、県で新しい品種選定をしているとのことで、系統のいいシキビを探されて、研究されたらと思います。頑張ってください。

<新規就農者退室>

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

譲渡人	稻荷	〇〇	〇〇
譲受人	稻荷	〇〇	〇〇
申請地	稻荷	田	外3筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	高齢で耕作できないため	
	(譲受人)	経営規模の拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは〇〇さんの〇〇になります。〇〇さんは施設に入っていて、現在は〇〇さんが耕作しています。〇〇さんはお子さんがいないので、元気な内になんとかしなくてはならないということで、〇〇さんが引き受けたということです。〇〇さんは現役で野菜を作っています。よろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

譲渡人	双海町上灘	〇〇 〇〇
譲受人	松山市	〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘	田 外 1 筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡	
申請理由	(譲渡人) 農業従事・農地管理困難	
	(譲受人) 経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	米・葉物野菜・キウイ	
主な農機具の保有状況	トラクター・耕運機・農作業用自動車	
労働力	常時 2 人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の方は高齢で、以前から人に頼んで作ってもらっていましたが、現在は作ってもらう方がいないということです。譲受人の〇〇さんはもともと上灘の方で、農地も上灘に持っています。十分な管理ができていない農地ですが、今後は利用していただければいいと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長

番号 3 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 3 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 3 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 4, 5 につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	畑	外3筆

5番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	早生みかん・愛媛果試28号・キウイ・枇杷・不知火		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車・動噴		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号4、5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人ですが、〇〇が体を悪くしてしまして、〇〇さんに買ってもらうということです。〇〇さんはまだ若く、唐川ではビワなどを作られてしまして、上吾川でも柑橘を作られてしまして、何も問題はありません。

5番の農地ですが、これは〇〇さんと〇〇さんが共同で管理していた農地ですが、〇〇さんに売買するという事です。これにつきましても何も問題はありませんので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

番号4、5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4、5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4、5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	上唐川	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上唐川	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	キウイ	枇杷	甘平
主な農機具の保有状況	トラクター	田植機	農作業用自動車、動墳
労働力	常時	2人	
周辺農業経営への影響	特に	支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは早くにご主人が亡くなり、近所の方にキウイを作ってもらっています。この度、作っていた人がご病気になりまして、その農地を戻してきたということです。本人も高齢ですし、〇〇も事業をしているのでなんとか作り手を探してほしいと相談がありました。

〇〇さんは、園地の近くの方で、仕事が来年〇〇ということで、この際経営を拡大したいということです。周囲の耕作の影響は問題ありませんので、ご審議よろしくお願

します。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難 (譲受人) 経営の安定化		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・栗・みかん		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは同じ集落でご近所さんです。〇〇さんはトマトを主にかなりの収益をあげられています。昨年〇〇さんは紅まどんなを5畝作られて出荷しています。

この農地は、〇〇さんの家の近所にあり、現地確認しましたが、〇〇さんがきっちり草刈り等管理をしています。何を植えるかと確認すると施設を建てて紅まどんなを作りたいとのこと。ご審議よろしくをお願いします。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第104号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第104号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	中山町栗田	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町栗田	〇〇	〇〇
申請地	中山町栗田	畑	
転用目的	植林		

申請人は、申請地で昭和〇〇年頃から栗を植えて農業を行っていましたが、栗の出荷も減少し、高齢のため栽培が困難になり、関係法令に対する認識不足のため、平成〇〇年頃に杉を植林したということです。周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用申請に至ったものであります。

申請地は、栗田集落〇〇の山間部の急傾斜地に位置し、10ha未滿の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが

確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。
以上です。

議長

議案第104号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

農家で頑張っていました、子供さんも出ていますのでどうしても管理が難しいという
ことで、転用を依頼されました。近隣にもほとんど影響がないようなので、ご審議よ
ろしくをお願いします。

議長

議案第104号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第104号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第104号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第105号 令和元年度農用地利用集積計画(第2号)について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画
について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業による申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方
には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、令和元年度 農用地利用集積計画(案)

令和元年度 第4号をご覧ください。

この資料は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積
計画(案)を定めたものです。

表紙の裏面から両面5ページにわたって明細を掲載しております。

今回、45件の利用権設定の申し出がありました。最終ページの集計表の件数は筆ごとの件数になります。

この表には掲載しておりませんが、新規と更新の内訳についても補足させていただきます。

田については、合計 94,395㎡ 83筆
そのうち新規が 10,830㎡ 14筆
更新が 83,565㎡ 69筆 となります。

畑については、合計 3,060㎡ 2筆
すべてが更新となります。

樹園地については、合計 2,897㎡ 2筆
すべてが更新となります。

総合計では 100,352㎡ 87筆
そのうち新規が 10,830㎡ 14筆
更新が 89,522㎡ 73筆 となります。

借り手貸し手の集計は

借り手（利用権の設定を受ける者）が31人

貸し手（利用権を設定する者）が45人 となります。

以上です。

議長

議案105号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案105号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案105号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■報告第77号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第77号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のと

おり報告いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

申請人	米湊	〇〇	〇〇
土地所有者	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	賃貸長屋住宅		

2番

申請人	稲荷	〇〇	〇〇
土地所有者	稲荷	〇〇	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	貸駐車場		

以上です。

議長

報告第77号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

■報告第78号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第78号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇

	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	田	
転用目的	個人住宅		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第78号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第79号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第79号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃借権設定	

2番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	外1筆
解約事由	双方合意		

権利の種類等 農地法3条 賃借権設定

3番

貸出人 市場 ○○ ○○
借受人 本郡 ○○ ○○
届出地 市場 畑
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 賃借権設定
以上です。

議長

報告第79号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第80号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第80号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人 尾崎 ○○ ○○
借受人 尾崎 ○○ ○○
届出地 尾崎 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定
以上です。

議長

報告第69号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・伊予市農業委員会委員研修及び意見交換会について
- ・「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集について
- ・農業委員会手帳の配布について
- ・農地利用意向調査について

事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和元年12月26日(木曜日) 午後2時 IYO 夢みらい館を開催予定としております。

以上で、第29回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第29回11月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時30分 閉会)